京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 3 4 号

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式(裏面)注意事項2中「区域内の保険医療機関等から診療」の右に「(京都市 学童う歯対策事業に係る歯科診療を含む。)」を加える。

第2号様式(裏面)注意事項2中「(京都市学童う歯対策事業に係る歯科診療を含む。)」 を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この規則の施行前に おいても行うことができる。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用すること ができる。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)